

70歳以上の国保加入者の窓口負担が見直されます

70歳から74歳までの方の窓口負担割合は、法律上2割になっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みにするため、この特例措置が見直されることになりました。見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、70歳の誕生日が平成26年4月2日以降の方

から段階的に実施されることになりました。誕生日が昭和19年4月2日以降の方、70歳の誕生日の翌月の診療から、窓口負担が2割になります。ただし、1日が誕生日の方は70歳の誕生日から2割になります。

(例)70歳の誕生日が平成26年4月2日から5月1日までの方は、5月の診療から2割負担になります。

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

誕生日が昭和19年4月1日までの方、平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません(8月以降の負担割合は、前年の収入状況により変更される場合があります)。

現在お持ちの高齢受給者証は、平成26年3月31日

障がいのある方へ各種手当のご案内

障がいのある方に対する各種手当・助成制度があります。該当する方はお申し出ください。

特別障害者手当

対象：重度の障がいのため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で、それらが重複している方が、これらと同等の疾病や精神障がいの方(手帳を取得していません)

施設入所者と、病院などに3か月を超えて入院している方は除きます。所得限度額超過者は支給停止になります。

支給額：月額2万6080円
障害児福祉手当
対象：重度の障がいのため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方

で1割の有効期限が切れるため、4月1日以降お使いいただく高齢受給者証を3月下旬までに送付します。また、70歳の誕生日が平成26年3月2日から4月1日までの方は、これまでの3割負担から1割負担になります。

一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。問合せ 保険年金課国保係

後納制度

(国民年金保険料の納付期限の延長)

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付すること、将来の年金額を増やすことができる制度です。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用して年金が受け

心身障害者福祉手当

対象：次のいずれかの障がいのある方

20歳以上で、身体障害者手帳2級以上か愛の手帳3度以上の方と、脳性まひか進行性筋萎縮症の方

20歳以上で、身体障害者手帳3・4級か愛の手帳4度の方

20歳未満で、身体障害者手帳4級以上か愛の手帳4度以上の方と、脳性まひか進行性筋萎縮症の方

65歳以上の新規手帳取得(更新)者、所得限度額超過者、施設入所者を除きます。

支給額
月額1万5500円
心身障害者(思)交通費等助成対象：身体障害者手帳3級以上か愛の手帳3度以上の方
施設入所者を除きます。

支給額：月額2400円
申請・問合せ 障がい者支援課障がい者相談係

支給額：月額6万円

られる場合があります。過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期間は平成27年9月30日までです。早めに申し込んでください。すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降の希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行します。平成16年3月分以前の後納保険料は、10年を超えるため、平成26年4月以降は納付できません。

お問い合わせの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
問合せ 青梅年金事務所(0428・30・3410)

資源とごみの出し方について

平成26年1月からごみの分別が変更されました。資源やごみが収集日当日の朝8時までに「資源とごみの出し方カレンダー」をご覧ください。

可燃ごみ・不燃ごみ 有料ごみ袋へ入れて、袋の口はしっかり十字に結んでください(ごみ袋に結び方が載っています)。他の紐などを足して結んで出すことはできません。おむつ 汚物をよく取り除いて、透明か半透明の袋に入れてください。他の可燃ごみが混入されている場合には、収集できません。半透明の袋で

出す場合は「紙おむつ」と表示してください。従来どおり可燃ごみ袋でも出せます。缶・金属、びん類、バケツやダンボール箱などに「缶・金属」と「びん類」の2種類に分けて出してください。集合住宅で集積所から容器がみられる場合には、中身が見える袋でも出せます。紙類・布類 必ず、種類別に紐で十字に縛ってください。有害ごみ 蛍光灯、乾電池・水銀タイプの体温計、カセットガスボンベ・スプレー缶・ライターの3分別です。種類ごとに中身の見える袋に入れてください。有害ごみ専用袋(赤い袋)を使用する場合は、品名を表示してください。



使用済小型電子機器 排出されている中には、不燃ごみや粗大ごみもあり、指定品目以外の排出が見受けられます。品目については「資源とごみの出し方カレンダー」で確認ください。排出方法は、収集してよいか確認できるように、品物に直接「あきる野市」と表示し、バケツやダンボール箱などに入れてください。大きさは50センチ以下、重さは5キログラムまでです。不燃ごみ袋の使用 4月29日(火)まで、不燃ごみ袋で可燃ごみが排出できるようになります。

家庭ごみ処理手数料の減免制度

指定収集袋で排出する家庭ごみの処理手数料には、減免制度があります。対象の方には、案内書を送付しますので、同封の申請書に必要事項を記入し、指定した日時にお持ちください。平成26年度分の指定収集袋を交付します。

対象
生活保護受給世帯
児童扶養手当受給世帯
特別児童扶養手当受給世帯
次に該当し、前年度の住民税が非課税の世帯(事前に同意書を提出した世帯)
身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている方がいる世帯
東京都愛の手帳1度か2度の交付を受けている方がいる世帯
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方がいる世帯

65歳以上の方のみの世帯
国民年金の遺族基礎年金受給世帯(国民年金以外は対象外)
日時・場所 表のとおり
持ち物 申請書(必要事項を記入・押印済みのもの)、指定収集袋を入れる袋など
4月以降の交付場所 生活環境課、五日市出張所

した。収集日は各地区の可燃ごみの日です。出し方は、青色の不燃ごみ袋に「可燃」と書いた紙などを貼って、袋の口はしっかり十字に結んで出してください。陶磁器類、ガラス類、鋭利なもの、小型家電などの不燃ごみは混ぜないでください。

問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

表 減免対象者の指定収集袋配布日程

期日	時間	場所
3月13日~14日	午前10時~午後4時	五日市保健センター
3月15日	午前9時~正午	
3月19日	午前10時~午後8時	市役所1階コミュニティホール
3月20日・22日	午前10時~午後4時	

その他 案内書が届かない場合はご連絡ください。問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

市ホームページのバナー広告を募集中

市では、市ホームページを広告媒体として有効活用し、地域の商工業の発展に役立てるため、バナー広告を掲載しています。平成26年度のバナー広告についても、広告枠を次の広告代理店に一括して貸し付け、代理店が広告の掲載事業者を募集することになりましたので、ぜひ活用ください。

バナー広告の掲載申込み 4月1日から平成27年3月31日までの広告掲載は、次の広告代理店にお申し込みください。
広告代理店：株式会社ホープ(〒810 0022 福岡県福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル7階、092-716-1404、http://www.zaigenkakuho.com/)

問合せ 市長公室